

賃貸住宅へお住まいの方へ

へやパス

お部屋の安心パスポート

補償内容のご案内

「お部屋の安心パスポート」の補償内容の概要をご案内します。ご加入の際は、重要事項のご説明(P.4～)にて、補償内容の詳細等をご確認ください。

重要



ご契約に際しまして
商品内容などの説明を
ご覧ください

動画で
チェック!



家財の補償

次の事故により借戸室内の家財に損害が生じた場合に、保険金をお支払します。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。



① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 風災・ひょう災・
雪災



⑤ 落下・飛来・衝突・倒壊



⑥ 水濡れ



⑦ 騒じょう



⑧ 盗難



⑨ 水災

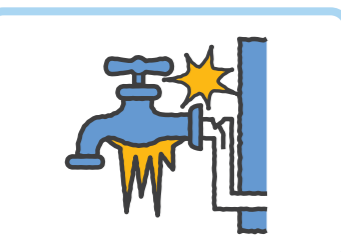


⑩ 各種費用

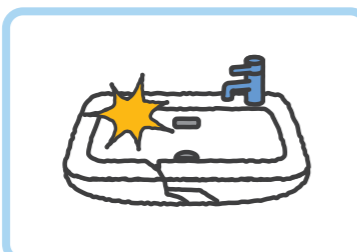
お部屋の修理費用の補償

次の事故による損害について、被保険者が自費でこれを修理した場合に、被保険者が負担した修理費用に対し保険金をお支払します。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。



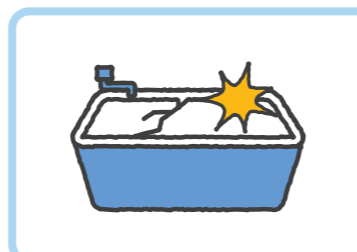
専用水道管、
給湯器、便器の凍結
による損害



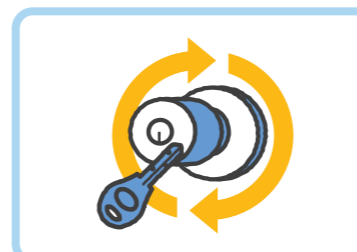
洗面台の破損
便器の破損



窓ガラスの破損



浴槽の破損



自費でドアロックを
交換した場合



借戸室内での
被保険者死亡による
借戸室損害+遺品整理費用

大家さんに対する 賠償責任の補償

火災、破裂・爆発、給排水設備の使用・管理に起因する水濡れその他不測かつ突発的な事故^(※)により借戸室を損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払します。

※その他不測かつ突発的な事故による補償は、借家人賠償責任担保拡張特約が付帯されている場合に限りです。

お隣さんなど 第三者に対する 賠償責任の補償

借戸室の使用・管理や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払します。

付帯できる特約

ストーカー対策費用特約

ストーカーに遭った場合の 警備費用等の補償

ストーカー行為をした者に対して、**警察署等から書面による警告または禁止命令等が発令された場合**に保険金をお支払いします。

この特約の対象は、申込書記名の被保険者のみとなります。また、法人契約はできません。その他、保険の特約等については、お申込み代理店へお尋ねください。

詳細は約款内
「ストーカー対策費用特約」へ

よくあるご質問 およびお問合せ先



WEB検索も可能です

あそしあ

検索

約款は下記より確認ができます



「新家財総合保険【お部屋の安心パスポート】」をご契約いただくお客さまへ

新家財総合保険【お部屋の安心パスポート】に関するご説明です。下記のマークがついた項目は、特に重要です。このマークは、ご契約前に必ずお読みください。
契約概要 → 保険の内容のご説明 → 注意喚起情報 → 特にご注意ください

重要事項のご説明

はつめた

I. 契約締結前における確認事項

1 商品の仕組みについて 契約概要

新家財総合保険【お部屋の安心パスポート】は、家財損害の補償を中心に、借戸室の修理費用や、貸主・第三者に対する損害賠償責任なども補償する、すべての住宅居住者様のための保険です。ご契約の内容は、普通保険約款と特約条項により構成されており、補償内容はご契約プラン(特約の有無)によって異なりますので、保険契約申込書にて詳細をご確認ください。

2 保険の対象(ご契約の対象) 契約概要

(1) 保険の対象となるもの

保険契約証等記載の住宅に収容された、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財が保険の対象となります。

(2) 保険の対象とならないもの

①自動車(125cc以下の原動機付自転車を除く) ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手(盗難の場合を除く) ③1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等 ④稿本、設計図、図案、証書、帳簿 ⑤商品、営業用什器、営業用品 ⑥コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ ⑦動物、植物

3 補償内容について 契約概要 注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする場合

①家財担保条項

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	次の事故により家財に損害が生じた場合 (ア)火災 (イ)落雷 (ロ)破裂・爆発 (ハ)風災、ひょう災、雪災(損害が20万円以上となった場合に限り) (ニ)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 (ホ)給排水設備(建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備)の事故、他戸室での事故による水濡れ (ヘ)騒じょう、労働争議等 (コ)盗難	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額(家財保険金額限度) ※家財の損害額は、再調達価額(30万円以下の貴金属については時価額)を基準に算定します。 (ロ)盗難の場合 a.家財、預貯金証書は1回の事故につき50万円限度 b.30万円以下の貴金属等は1回の事故につき、1個または1組ごとに10万円限度 c.通貨は1回の事故につき20万円限度
	被保険者/被保険者と生計を共にする同居親族により、保険契約証等記載の住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内で、損害保険金(ア)〜(イ)の事故により損害が生じた場合	損害の額(100万円または家財保険金の20%のいずれか低い額限度)
水災保険金	水災(台風、豪雨等による洪水等)によって家財が損害を受け、次の(ア)〜(イ)の状態が生じた場合 (ア)家財に再調達価額の30%以上の損害発生 (イ)家財に再調達価額の15%以上30%未満の損害発生 (ロ)上記(ア)(イ)に該当しない場合で、床上浸水により家財に損害発生	(ア)損害の額×縮小割合70%(損害の額は保険金額限度)および保険金額×支払割合30%のいずれか低い額限度 (イ)保険金額×支払割合10%(損害の額限度) (ロ)保険金額×支払割合5%(損害の額限度)
残存物取付け費用保険金	損害保険金(ア)〜(イ)の事故により損害保険金を支払われる場合	取片づけ費用実費(損害保険金10%限度)
失火見舞費用保険金	借戸室から発生した火災、破裂、爆発により損害保険金を支払われる場合で、これにより第三者の所有物に損害が生じたとき	20万円×被災世帯数(家財保険金額の20%限度)
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再調達費用実費、消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再調達費用実費および緊急に投入された人員または器材に関わる費用実費
地震火災費用保険金	地震、噴火、津波を原因とする火災により家財に損害が生じ、家財が収容する建物が半壊以上、または家財が全壊となった場合 損害保険金(ア)〜(イ)および水災保険金の事故により損害保険金を支払われる場合において、借戸室に居住することができなくなったために臨時に宿泊した場合	家財保険金額×5% 臨時宿泊費用の実費(1室1泊につき3万円かつ14泊まで、20万円限度)
臨時宿泊費用保険金	損害保険金(ア)〜(イ)および水災保険金の事故により損害保険金を支払われる場合において、半壊以上の損害が生じたため居住することができなくなった結果として転居した場合	被災転居費用の実費(家賃、共益費、敷金を除く賃貸借契約に必要な費用で家賃月額3か月分または30万円のいずれか低い額限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
持ち出し家財保険金	被保険者/被保険者と生計を共にする同居親族により、保険契約証等記載の住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内で、損害保険金(ア)〜(イ)の事故により損害が生じた場合	損害の額(100万円または家財保険金の20%のいずれか低い額限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア)借戸室の所有、使用、管理に起因する事故 (イ)被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が負担する損害賠償金(個人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任保険金	被保険者が次の事故により借戸室を損壊させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア)火災 (イ)破裂・爆発 (ロ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	被保険者が負担する損害賠償金(借家人賠償責任保険金額限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
一部プランのみ借家人賠償責任保険金	(ロ)その他不測かつ突発的な事故	被保険者が負担する損害賠償金(保険金額から2万円の免責金額を差し引いた額、1回の事故につき20万円限度かつ1保険年度(注)を通常算して60万円限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	被保険者が借戸室内で死亡したことにより借戸室に損害が生じ、当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
被保険者死亡に係る借家人賠償責任保険金	借戸室内における被保険者の死亡により借戸室に損害が生じ(被保険者の責めに帰すべき事由に起因するものに限り)、貸主に対して負った法律上の損害賠償責任を当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が負担した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
遺品整理費用保険金	遺品整理をおこなうべき者(注2)が自費でこれをおこなった場合	実際に負担した遺品整理費用の額(50万円限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
ドアロック交換費用保険金	次の事由により、被保険者が自己の費用でドアロック(※)を交換した場合 ※借戸室の玄関ドアのドアロックをいいます。 (ア)借戸室の玄関ドアの鍵が盗取されたこと (イ)ドアロックがヒッキングにより開錠されたこと (ロ)ドアロックが、いたずら等によりその機能の一部または全部を失ったこと	実際に負担した交換費用の額(3万円限度)

③死亡時修理費用

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	被保険者が借戸室内で死亡したことにより借戸室に損害が生じ、当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
被保険者死亡に係る借家人賠償責任保険金	借戸室内における被保険者の死亡により借戸室に損害が生じ(被保険者の責めに帰すべき事由に起因するものに限り)、貸主に対して負った法律上の損害賠償責任を当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が負担した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
遺品整理費用保険金	遺品整理をおこなうべき者(注2)が自費でこれをおこなった場合	実際に負担した遺品整理費用の額(50万円限度)

(注1) 当該被保険者の法定相続人、保証人、相続財産管理人および他の被保険者をいいます。
(注2) (注1)ならびに借戸室の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者をいいます。

④個人賠償責任および借家人賠償責任

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア)借戸室の所有、使用、管理に起因する事故 (イ)被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が負担する損害賠償金(個人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任保険金	被保険者が次の事故により借戸室を損壊させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア)火災 (イ)破裂・爆発 (ロ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	被保険者が負担する損害賠償金(借家人賠償責任保険金額限度)

(注) 保険契約の始期日から1年ごとの期間のこと。保険契約の始期日から最初の満1か年を第1保険年度といたします。

⑤ストーカー対策費用特約

保険金の支払対象となるストーカー事故は、下表の①から③のすべてに該当するものに限り、

①	保険契約者または被保険者が、ストーカー行為をした者に係る相談を保険期間の開始日(※1)以降に警察署等に対して行ったこと(※2)
②	保険契約者または被保険者が、①のストーカー行為をした者に係る警告の申出または禁止命令等の申出を保険期間の開始日(※1)以降に警察本部長等または公安委員会に対して行ったこと(被保険者の禁止命令等に係る申出を経ることなく公安委員会が職権で禁止命令等を発する旨を含まず)
③	①のストーカー行為をした者に対し警察本部長等から書面による警告がなされたことまたは公安委員会から禁止命令等がなされたこと

(※1) 本保険契約の申込日からその日を含めて30日を経過した日をいいます。
(※2) 申込日の1年以上前に警察署等への相談を行った場合を含みます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	支払い期間等
ストーカー警護費用保険金	ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者に警護サービスを依頼し、被保険者がその警護サービス費用(警護サービスに付随または関連する費用を含む。)を負担した場合	実際に負担した警護サービス費用の額(1つのストーカー事故について240万円限度)	支払い期間は、1つのストーカー事故について発生日から最長1年間

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	支払い期間等
モバイルセキュリティ費用保険金	ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者にモバイルセキュリティサービスを依頼し、被保険者がその費用(モバイルセキュリティサービス利用のための初期費用および利用料を含む。)を負担した場合	実際に負担したモバイルセキュリティサービス費用(1つのストーカー事故について6万円限度)	支払い期間は、1つのストーカー事故について発生日から最長1年間
ストーカー対策費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生したことにより、ストーカー対策として提携警備業者の提供する次の①〜⑦の機器を購入またはサービスを利用した場合 ①防犯カメラ ②盗聴器・盗撮器探索サービス ③ホームセキュリティ ④鍵交換サービス ⑤センサーライト ⑥補助錠 ⑦ガラス窓強化フィルム	1つのストーカー事故について20万円限度	1つのストーカー事故について14泊の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から3か月以内の宿泊に限り、
一時避難費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として緊急避難するべく、一時的にホテル等(※1)に宿泊し、被保険者が宿泊費用を負担した場合(※1) 日本国内に限り、	1つのストーカー事故について1泊1万円限度	1つのストーカー事故について1回の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から4か月以内の転居に限り、
引越費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として転居(住民票の異動有無を問いません。)し、転居に要する費用(引越費用、賃貸借契約に係る礼金および仲介手数料を含みます。)を被保険者が負担した場合	1つのストーカー事故について40万円限度	1つのストーカー事故について1回の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から4か月以内の転居に限り、

(2) 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

主な免責事由は次の通りです。(詳細は約款をご確認ください。)

共通	家財担保条項(家財補償・付随費用補償)	修理費用担保特約・修理費用補償拡大特約	個人賠償責任担保特約
■ 保険契約者・被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ■ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ■ 地震・噴火・津波(地震火災費用保険金を除く) ■ 核燃料物質・放射能汚染による事故	■ 保険契約者・被保険者等の重大な過失・法令違反 ■ 保険契約者・被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ■ 事故の際における紛失・盗難 ■ 保険の対象が屋外に発生した盗難 ■ 持ち出し家財である自転車・原動機付自転車(125cc以下)の盗難	■ 保険契約者・被保険者・借戸室の貸主等の故意・重大な過失・法令違反 ■ 保険契約者・被保険者・借戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触	■ 被保険者の職務執行に直接起因する損害賠償責任 ■ 被保険者が職務に使用する動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ■ 同居の親族に対する損害賠償責任 ■ 被保険者の使用者(家事使用人を除く)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ■ 被保険者と第三者との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ■ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ■ 暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ■ 航空機・船舶・車両(自転車を除く)・銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

借家人賠償責任担保特約・被保険者死亡に係る借家人賠償責任担保追加特約・借家人賠償責任担保拡張特約
■ 借戸室の改築・増築・取壊し等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った場合を除く)(借家人賠償責任担保特約に限り、) ■ 被保険者と貸主との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■ 被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ■ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ■ 借戸室に発生した次の損害(借家人賠償責任担保拡張特約に限り、) ①借戸室の欠陥によって発生した損害 ②借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ③湿気によって生じた損害 ④ねずみ食い、虫食い等による損害 ⑤借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害または借戸室の使用により不可避的に発生する汚損、すり傷、かき傷等の損害 ⑥被保険者の所有または管理する動物(借戸室の賃貸借契約において飼育が認められているか否かを問いません。)が借戸室を損壊させたことによる損害 ⑦差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。 ⑧借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居している者(借戸室の賃貸借契約において同居が認められているか否かを問いません。)の故意によって生じた損害

⑨借戸室に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩不測かつ突発的な外來物の事故に直接起因しない借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ⑪土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ⑫電球、ブラウン管等の管球類に発生した損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合については、この限りではありません。 ⑬風、雨、雪、ひょうもしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって発生した損害

ストーカー対策費用特約	契約概要
■ 保険契約者・被保険者等の重大な過失・法令違反 ■ 保険期間の開始日より過去1年間における警察署等へのストーカー行為をした者に係る相談をしていた場合	

4 主な特約とその概要 契約概要

(1) 法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人・個人事業主で、その役員・使用人が借戸室に居住する場合に適用されます。これにより、記名することなく当該役員・使用人をこの保険契約の被保険者とすることができます。ただし、当会社の他の保険契約の被保険者は除きます。

(2) 同居人契約の被保険者に関する特約

被保険者に生計を共にする親族以外に同居人(賃貸借契約書等における借主・同居人に限る)がいる場合に適用され、これにより、当該同居人をこの保険契約の被保険者とすることができます。

(3) 保証会社払い特約

保険契約者が保険契約の始期日までに家賃保証会社等との間で保険料を含む料金等の保険契約等を締結していることを条件に、保険料を家賃保証会社等を経由して払い込むことができます。

(4) 転居に関する特約

被保険者が借戸室(以下「転居前借戸室」といいます)から転居し、転居後の借戸室(以下「転居後借戸室」といいます)においても当会社とこの保険の保険契約を新たに締結し、転居前借戸室と転居後借戸室の賃貸借契約の契約期間が重複している場合にかぎり、30日間を限度として転居前借戸室において生じた、普通保険約款およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しては、転居後借戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができるものとします。

5 保険期間(保険のご契約期間)、保険責任の開始(保険始期)について 契約概要 注意喚起情報

保険期間は加入プランにより1年または2年です。保険責任は、保険契約証等記載の保険期間初日の0時に開始します。ただし、新規契約の保険期間が開始した後であっても、保険料領収前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。(※)
※保険料コンビニ払いの場合は、保険始期の属する月の翌月末日まで保険料の払込み猶予があり、猶予期間内に発生した保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたこと等を条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。

保険契約の更新について
・ 保険期間満了日の2か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。 ・ 保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料を払込みください。 ・ 更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとします。

6 引受条件(保険金額等)について 契約概要 注意喚起情報

・ 家財担保条項では家財保険金額が補償の上限となりますので、家財保険金額が家財の再調達価額に不足する場合は、万一の事故の際に十分な補償を受けられない可能性があります。また、家財の再調達価額を超える家財保険金額を設定いただいても、実際の損害額を超えて保険金をお支払いすることはありません。
・ この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

7 地震等による事故について 契約概要 注意喚起情報

弊社は地震保険を取り扱っておりません。この保険の保険料は地震保険料控除の対象とはなりませんので、ご了承ください。(この保険における「地震火災費用保険金」は、法律上の地震保険とは異なります。)

8 保険料に関する事項について 契約概要 注意喚起情報

・ 保険料は、保険期間・保険金額・付帯される特約によって決定されます。
・ 保険料は、お申込み時に指定した払込方法により、保険契約申込書記載の保険料をお支払いください。

9 保険料の払込みに関する事項(払込方法、払込期間)について 契約概要 注意喚起情報

・ 新規契約の場合、保険料の払込猶予期間はありません(口座振替およびコンビニ払いを除く)。
・ 保険契約申込書記載の保険料払込方法が口座振替である場合、払込日に指定口座から保険料を振替えますので、事前に十分な額をご用意ください。払込日に払込みが無い場合は、払込期日の翌月末日(※)まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。※保険契約者に故意・重大な過失が無い場合に限り、
・ 保険料分割払いの場合、第2回目以降の保険料は払込期日の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、この保険契約は失効します。この場合の失効は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かってのみその効力を生じます。
・ 更新契約の払込猶予期間については5をご確認ください。

10 満期返戻金・契約者配当金に関する事項について 契約概要

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

変更、解約、事故受付はパソコンまたはスマホから！

変更はこちら▼

契約内容
変更フォーム



解約はこちら▼

お客様専用ページ
(解約は当該ページ内
より行えます)



検索からでも
各フォームへ
アクセスできます。

あそしあ

検索

事故
WEB受付



電話が混みあう場合がございますので、WEBからお問い合わせください。

事故受付センター



0120-956-834

携帯OK

受付時間 / 24時間・年中無休

受付業務以外の業務(初期対応等)は、9:30~17:00(土日祝日・年末年始を除く)に限らせていただきます。

結婚式を控えている方のための保険

『佳き日のために』

結婚式総合保険

家を買う時は火災保険。自動車を買う時は自動車保険。
では、結婚式の時は…?

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症

地震や台風などの自然災害など

様々リスクがある昨今『まさか』は突然やってきます

人生最良の日である結婚式を

心から安心して迎えていただきたい

そんな思いから生まれたのが

結婚式のための保険『佳き日のために』です。

詳細はこちら▼



引受少額短期保険業者



ASSOCIA SSI

株式会社 あそしあ少額短期保険

〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル2階
[URL] <http://www.associa-insurance.com>



Emyii ssi

株式会社 Emyii 少額短期保険

〒102-0074
東京都千代田区九段南3-2-2
九段宝生ビル5階
[URL] <https://emyii.co.jp>

取扱代理店

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。

2302-AEHP-002